

2021-10-27 第2回義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会

○太田医事専門官 定刻でございますので、ただいまから第2回「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を開催します。

本日はオンラインでの開催でございます。先生方には御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

構成員の出欠についてでございますが、浅見構成員が用務のため遅れての御参加と伺っております。

それでは、資料の確認をお願いいたします。資料1として「第1回改善検討会の主な意見と事務局提案について」、それから、参考資料1から4として義肢装具士法等の法律、通知等があります。

不足する資料がございましたら、事務局のほうに御連絡いただければと思います。

また、構成員の皆様へのお願いでございますけれども、御発言の際は、Zoomサービスの「手を挙げる」のボタンがございますので、クリックいただいて、座長の指名を受けた後にマイクのミュートを解除の上、御発言いただきますようお願いいたします。御発言終了後はマイクを再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

以降の進行につきましては、座長、よろしくをお願いいたします。

○江頭座長 おはようございます。座長を拝命しております東京大学の江頭です。

本日は2回目ということで、前回の議論を受けて議事を進めていきたいと思っております。

本日の議題ですけれども、第1回目の改善検討会の主な意見とそれに基づいた事務局提案について。それから、2つ目がその他となっております。

初めに、議題1、前回の主な意見と事務局提案ということで、事務局から資料1に基づいて御説明をお願いできればと思います。よろしく申し上げます。

○医事課（板橋） 事務局です。

それでは、資料の説明に移らせていただければと思います。資料1を御覧ください。第1回検討会の主な意見と事務局の提案としてまとめているものとなっております。

2ページ目に移ります。要望書事項の全体像として前回の検討会で出させていただいた資料です。検討する項目としては、教育内容及びその単位数の見直しに関する事項。また、臨床実習の在り方として、臨床実習の1単位の時間数について、臨床実習指導者の要件について。そして、備品関係として教育上必要な機械器具、標本及び模型についての見直しを行うとしております。

3ページ目に移ります。3、4ページ目に関しては、構成員の先生方からいただいた御意見を各項目ごとでまとめさせていただいたものになっています。教育内容、備品、臨床実習に関する内容と1単位の時間数、そして、指導者に関しての御意見をいただいております。これらについては5ページ目以降で個々の内容の御意見としてまとめている部分がありますので、そちらで説明をさせていただければと思います。

それでは、5ページ目に移ります。5ページ目では改善要望を踏まえた臨床実習に関する見直しの方向性についてになりますが、構成員よりいただいた御意見としては、各養成施設は臨床実習の必要性を容認し、ほとんどが10単位以上行っている実情にある。また、現状の臨床実習受入先は、装具に特化した企業が非常に多く、義肢は行っていない施設などもあるという御意見をいただきました。また、医療施設などから帰社する時間の多くが定時を超えることが一般的となっているというような意見もありました。

これら意見を踏まえて、事務局提案を下に書かせていただいておりますが、まず、指導体制を改善するため、臨床実習の単位数引上げと臨床実習1単位の時間数を見直すとともに、学生の過度な負担をなくすための配慮をしつつ、実習内容に偏りが起きないようにした上で実習の理解度を補う以下のような対策を組み立ててはどうかというのを挙げさせていただきました。

事務局提案の1) 2) に関しては要望として挙げられているものでして、単位数の引上げ、4単位から10単位に上げてはどうかというもの。そして、1単位の時間数に関して、1単位の時間数を実習の講評や実習時間外に行う学修等の実施を考慮し、45時間以内とするというもの。これらはそのままとし、3) 4) 5) として学生の過度な負担を考慮し、1単位は1週間に収まることを目安に調整する。また、実習内容の偏りが起きないように、病院などの義肢装具部門を含めた義肢装具関連施設で行う実習を4単位以上、そのうちの1単位以上は医療施設で行うこととして、実施内容に共通する項目を設けるような形を取るというのを挙げています。また、実習の理解度を補うという意味で、指導者の実習の講評を必須とするということ盛り込ませていただきました。まずはここについては、この方向性でどうかということでの資料を挙げさせていただきます。

6ページ目に移ります。6ページ目では教育内容、教育目標、また単位数の見直しに関する事項でまとめています。右側が今回の事務局提案となりますが、赤字で書かれている部分については団体からいただきました要望の修正箇所になります。今回、構成員の先生方から新設の福祉用具学にリハビリテーション関係のロボットも教育として追加していくべきではないかという御意見をいただきました。これについて緑字で追記しています。教育の内容と目標、単位数について案のとおりの見直しとしてはどうか提案いたします。

7ページ目に移ります。教育の内容に合わせて備品関係の見直しを行うという団体からの要望についてまとめている資料になります。こちらでも同様に、赤字のものが団体からの要望として挙げられた修正内容、緑字が今回の構成員からいただいた御意見を踏まえて事務局提案としたものになります。

構成員の先生方からいただいた御意見としては、福祉用具について新設しているが、より具体的な記載にしてはどうかという御意見をいただきました。それに対して幾つかの項目、除外項目を増やし、また、取りそろえる備品の数を一式から3種以上というふうにより具体的な形を取って見たものになります。こちらについても御意見を後ほどいただければと思っております。

8 ページ目に移ります。8 ページ目、9 ページ目に関しては、5 ページ目で出させていたいただいた事務局提案を項目ごとに分けたとみていただければと思います。8 ページ目では、臨床実習の中で実施する教育の内容に関する項目として資料にまとめています。構成員からいただいた御意見として、臨床実習の内訳を義肢学、装具学、福祉用具学に区分することで網羅的に実習するべきではないかという御意見があります。また、義肢装具士は義肢装具の製作施設から医療施設などに移動して採型や適合の業務を行っており、臨床実習はその義肢装具士に帯同し、移動の時間を活用して振り返り学修を実施している状況にある。そして、義肢・装具・福祉用具をまとめて実施する製作施設は、全国でも比較的大きな特定の製作施設しかないという現状にあるというのをいただきました。

これらを踏まえて、事務局提案で先ほど挙げさせていただいた1) 実習の単位数の引上げ、それとともに4) 偏りが起きないようにする実習10単位の中の内訳についての記載。また、実習の理解度を補うという形で、実習の講評を必須で行うというのを盛り込む提案とさせていただいています。

9 ページ目に移ります。9 ページ目では、臨床実習の1単位の時間数についてまとめているものとなります。構成員からいただいた御意見は、学生の指導として1週間当たりの実習時間を45時間を超えて実習しないようにしてほしい。また、学生の過度な実習にならないように配慮してほしいといった意見を幾つかいただいております。

これらを踏まえた事務局提案としては、まず、1単位の時間数については45時間以内とする。また、学生の過度な負担にならないように1単位は1週間に収まることを目安に調整するというのを入れさせていただいています。

10ページ目に移ります。10ページ目では、臨床実習指導者の要件に関する事項について載せさせていただきました。構成員からいただいている意見として、要件案に車椅子やシーティング業界等の義肢装具士がいない施設での臨床実習を想定し、福祉用具分野において5年以上の実務経験を有する者とある一方、義肢装具士が配置されていることが望ましいとの文言は矛盾が生じているという御意見をいただきました。また、これらのほか、福祉用具専門分野には義肢装具士がいることが少ないという状況。そして、指導者が少ないため、福祉用具の実務経験が5年以上ある方を指導者とする考えは現実的には理解できるという御意見などをいただいています。

これら指導者の要件としての事務局提案としましては、福祉用具関連の臨床実習を行う機会が増えたことから、福祉用具専門分野において5年以上の実務経験を有する者を実習指導者として追加する。また、義肢装具士は厚生労働省が定める基準に合った指導者講習会を修了した実習指導者であることが望ましく、福祉用具専門分野において実習指導者になる者は、当該講習の修了者であることを必須とするということを提案とさせていただきます。こちらについても後ほど御意見をいただければと思います。

11ページ目、12ページ目については、臨床実習指導者講習の指針の内容についてまとめています。団体からいただきました要望、提案をそのままここで持ってきている状況にな

ってしまして、他職種と並びとしています。指導者講習会の開催期間としましては、実質的な講習時間は約16時間以上、受講対象は実務経験5年以上の義肢装具士または福祉用具専門分野における実務経験が5年以上である者としています。指導者講習会の形式はワークショップ形式で参加者主体の体験型の研修となるようにしていただくとしています。

12ページ目に記載している指導者講習会のテーマは、義肢装具士における実習制度の理念や概要、また、到達目標と修了基準、臨床実習プログラムの立案、そして、指導者の在り方についてということ、これらを必須で行うようなものとし、また、5番目に記載の臨床実習指導者におけるプログラムの評価、その他の必要な事項について、こういったものも行ってはどうかという内容になっています。

要望の内容に関して、事務局の提案としましては以上の修正というような形で皆様の御意見をいただければと考えております。

資料については以上になります。

○江頭座長 資料の御説明、ありがとうございました。前回、非常に幅の広い御意見をいただきましたけれども、その間、調整を行いまして、事務局の提案が前回の意見を加味し、方向性としては要望書の提案に沿ったものになっているのではないかと思います。

それでは、早速ですけれども、論点ごとにそれぞれの論点について議論の上でまとめていきたいと思っております。まず、資料の5ページ目をお願いできればと思いますが、これは改善要望を踏まえた臨床実習に関する見直しの方向性ということでもとめてあるものですね。事務局提案が下半分に出ているということで、単位の引上げ、時間数、負担、偏りがないように、それから理解度という5つとなっていますが、これについて何か賛成、反対も含めて御意見、御質問があればお願いできればと思います。いかがでしょうか。

二宮先生、お願いします。

○二宮構成員 質問なのですけれども、1単位が1週間に収まることを目安ということなのですけれども、例えば、うちの会社では月2回土曜日出勤とか隔週土曜日出勤とかがあるのですが、1日8時間として週5日だと40時間、次の週は土曜日を入れると48時間、次の週は土曜日を休みにして40時間と、やはり1週間単位で45時間ということで、2週間とか1か月で平均45時間というふうにするわけではないのですね。1時間単位でもう45時間以下にしたいということなのです。それをお聞きします。

○江頭座長 ありがとうございます。

では、事務局から。

○医事課（板橋） ありがとうございます。今回の事務局提案とさせていただいたのは、学生の過度な負担をなくすという意味合いでつくっていますので、1週間の中で45時間としています。全体の実習自体が1か月間のものだったとして、その全体で調整ではなく、まずは1週間という単位で調整の提案と見ていただければと思います。

○二宮構成員 分かりました。よろしいです。

○江頭座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。特に御意見ございませんでしょうか。10単位に引き上げるといふことも、現状がほぼそうなっているといふことで、あまり問題はないかなといふ認識でおりますが。

お願いします。

○緒方構成員 4)の施設の説明なのですが、これはいわゆる義肢装具の学校としては、この文言で何の問題もなければ構わないのですが、いかがなのですか、野坂先生。ちょっとよく分からないなといふのもあったのですが、共通言語としてこれは大丈夫なのですかね。義肢装具関連施設といふのと医療提供施設の養成施設といふのが、会社に行かれる方だけではなくて、何を満たしている施設といふことになっているのでしたっけ。すみません。

○江頭座長 野坂先生、お願いします。

○野坂構成員 緒方先生、質問をありがとうございます。ここの文言の説明なのですが、義肢装具関連施設といふところは、メインは義肢装具製作所がメインなのですが、兵庫リハとか神奈川リハビリテーションセンターのようなところは義肢科があるので、そういうところを想定しております。病院の義肢装具部門といふのも、赤十字病院や厚生年金病院のようなところでごく一部、義肢装具製作部門があるところがあるので、そういうところを含めてといふことのニュアンスで、あくまでもここで言うのは義肢装具部門がある施設といふことでの説明となると思います。

○江頭座長 事務局から補足はありますか。

○医事課(板橋) 特に何もありません。

○江頭座長 緒方先生、よろしいでしょうか。

○緒方構成員 承知しました。大丈夫です。

○江頭座長 施設の用語は実際にいろいろ難しいところが、連携だの、関連だの、学外だのとあって、正確な定義をしているわけでは多分ないと思うのですが、これはどこかに書き込むことになるのですか。

○医事課(板橋) 事務局です。

8ページ目を見ていただけますでしょうか。実際には指定規則の中に書き込むことを考えています。臨床実習の備考として、うち4単位以上はいわゆるメーカー等関連の施設で行うと。また、そのうち病院等の医療提供施設で行う実習を1単位以上としています。また、同時に、実習の講評、振り返りの学修関係も必須化することになるかと想定しています。

○江頭座長 ありがとうございます。

といふことで、規則に書き込む用語ですので、これで紛れがないかどうかといふことを改めて御確認いただき、後でまた議論にはなるかと思いますが、ちょっと先取りになりますけれども、大丈夫でしょうか。混乱がなければ、この用語を今回新たにつくってこれを使うといふ提案かと思いますが。ありがとうございます。

では、これはよろしいですかね。この用語でいくということと、内容的にも御理解、大体共通意識が持てたということかと思えます。ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。時間の話は若干トリッキーなところもあったのですが、そこらも一応御賛同といたしますか、御理解いただいているのかなと。

○神村構成員 神村でございますが、よろしいでしょうか。ちょっと戻ってしまいますけれども、先ほどの45時間以内、週当たりの実習単位の話ですけれども、もう少し皆様の御意見を伺ってはっきりさせたほうがいいのかと感じたところです。

やはり会社は月単位で、それから、仕事の量の濃淡も結構あるかと思えますので、どうしてもそういうことに引きずられて、週によってはもう少しやりたいというところもあるかもしれませんけれども、そこは明らかに学生の負担にならないように明確に45時間以内とするというふうに定めるのか、結構現場で柔軟に対応されてしまうのか、その辺りも明確にお示しいただいたほうがいいのかと思いました。

○江頭座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。現実にはなかなか、例えば分単位ではずれはあるのだろうなということで、現場は現実には柔軟に対応しているのだと思えますけれども、それとこういう文言をつくるということは少しギャップがあるような気がしておりますが、それを含めてどう書き込むかという御提案だと思います。いかがでしょうか。明らかにこれは必ず先ほどのように隔週で48と40になるみたいなことで組まれているようであれば、それはちょっとこの文言では合わないのだろうなということだと思います。御意見ありますでしょうか。これは受ける側と送る側の両方ということになるかと思えますが、学生側の立場で、改めて、もしよければ、野坂先生にお願いしてよろしいでしょうか。

○野坂構成員 ありがとうございます。

送る側からすると、厳密に言うと1日当たり8時間というのが基本だと思うので、それを超えて実習させたくはないのですけれども、送られる側というか、受入先の実情を考えたりとすると、妥協策としては、例えば1週当たり実習時間を45時間を原則超えては実施しないでほしいということが落としどころの1つの案かなというふうに今、意見を聞いていて思いました。

トータルで4週とか6週受けた実習元、実習のバイザーが時間を管理して、トータルで合わせるというのも案としては1つあるのかなと思えますので、二宮構成員が話したところを尊重するのであれば、そういう書きぶりがあってもいいのかなと感じました。

○江頭座長 ありがとうございます。戻ってしまった感じでもあるのですが、二宮先生から改めて何か御意見ありますでしょうか。先ほどの御意見でよろしいですか。

○二宮構成員 実情としましては、やはり1週間単位である指導者について行う実習が多いものですから、その方が土曜日まで出ると、どうしても一緒に土曜日まで出ざるを得ないというか、そのほうが勉強になるわけですね。だから、できれば、例えば月単位とか、平均45時間とか、先ほど野坂構成員がおっしゃったように45時間以内を原則とするとか、

ちょっと余裕を持たせていただくと、受ける側としてもいい指導ができるのではないかなと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。今回の一つの問題点の抽出の中に過度な負担を減らすためにどうするかということがありますので、それが達成できるかどうか。あまり柔軟にするとやはり難しいのだらうなということでこういう提案が出ている背景があるのだと思いますが、一方で、二宮先生がおっしゃることも。

○神村構成員 神村ですけれども、よろしいですか。やはり現状の現場でどうなっているかということにあまり激変が入ってしまうと、教えてくださる指導者の方にもかなりの負担がかかってしまうというのはあまりいいことではないかなと思います。例えばこういう場合に、1週45時間を基本とするけれども、2週で90時間は厳守するとか、今の二宮構成員のお話からすると、2週単位ならもう少し柔軟で実効性のある実習ができるのかなという感じもいたしますが、その辺の現場の感じはいかがなのでしょう。

○二宮構成員 基本的に1週間で45時間以内と決めてしまうと、恐らくうちとしては、土曜日は完全に休みにしていただくしかないと思うのです。土曜日に出てしまうと40時間を超えてしまって、48時間になってしまいますから、完全土曜日休みというふうになってしまうと、土曜日にしかできない実習が、例えば社内の勉強会とか、あるいはそういった特別なことがたまに、これは勉強になるのになんかということができない可能性がありますので、できれば余裕を持たせていただいて、2週で90時間とか、たまには土曜日に出るようなことも行って余裕があったほうが教える側としてはありがたいと思います。

○江頭座長 事務局からお願いします。

○医事課（板橋） 先生方、ありがとうございます。事務局の修正としてどこを直せばいいかの確認になってしまうのですけれども、今までの実習も1単位45時間とするきっちりしたものがありません。ここが今回は40から45時間と修正となりますが、1単位を1週間に収めることを目安に調整するというのがどうなのかというような意見だったと認識しています。ですので、5ページ目で修正部分は、2)ではなく3)の1単位が1週間に収まることを目安に調整する、これを2単位が2週間に収まることを目安に調整する、といった御意見としてはどうかのものと受け止めてよろしいでしょうか。

○二宮構成員 よろしいと思います。

○江頭座長 少し柔軟に現場で調整ができるということになるのかなと。どちらにしても目安という言葉がやや幅のある言葉なのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。今、具体的な提案が出たので、大体それで学校側も大丈夫でしょうか。これは勉強になる、ならないは別として、学生がそもそも土曜日に行きたがるのかなというのをちょっと私なんかは単純に思ったりもするのですけれども、あまりそういうことは問題にならないのですか。野坂先生、お願いします。

○野坂構成員 義肢装具の養成校のほとんどは土曜日に実際に切断者の方をお呼びして実

習をやっているのが現状なので、土曜日に実習をやるということの違和感は特になし、土曜日しか見られない実習も臨床実習先においては十分考えられるので、今、事務局の提案していただいた2単位が2週間で収まることを目安に調整するという案が私も実情に沿った案かなと感じておりますので、問題ないと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

働き方改革なんかで代休を取らなければいけないみたいな話もあったりするので、ちょっと気になりましたけれども、それでは、こちらに関してはマイナーな修正、重要な点ではあるのですけれども、2単位2週間という方向で修正していくことで考えていきたいと思います。よろしいでしょうか。

ほかの点はよろしいでしょうか。ここが一番気になる点ではあったので、ある程度御意見を収束していただいたのかなということで、御提案ありがとうございます。

それでは、特に5ページに関しては、もう一度事務局のほうでも問題がないか再確認していただくということですが、いただいた御提案の方向で修正をしていくということで進めていきたいと思います。ほかの点は大体問題ないのかなという御意見だったかと思います。ありがとうございます。

それでは、次の論点ということで、6ページ目に行っていただければと思います。こちらの表の記載で、赤字と緑字のところ、専門分野の応用義肢装具学を3つの内容に分けるというのがメインになるかと思えます。あと単位数も変わってくるというところですが、こちらに関しましては御意見いかがでしょうか。もちろん御質問でも結構です。よろしくをお願いします。

神村先生、お願いします。

○神村構成員 6ページの福祉用具学のところのリハビリテーションロボットというのは、具体的にはどんなものか教えていただけますでしょうか。

○江頭座長 これはどなたに。野坂先生、よろしいでしょうか。

○野坂構成員 リハビリテーションロボットは結構広義、意味が広いのですけれども、一番代表的なのは歩行訓練ロボットだと思うのですが、重度の障害がある方が歩行訓練を安全にするためにロボットのような装置をつけて転倒を防止して歩行訓練をする装置であるとか、筋力の弱い方がそのロボットをつけることによって歩行が獲得できるとか、ロボットの目的によって若干違うのですけれども、そういったものがリハビリテーションロボットの代表的なものだと思います。先生によっては、筋電義手とか電動装具とかも含めてリハビリテーションロボットと称している方もいらっしゃるので、そういったところも含めてもいいのかなと思っておりますが、メインは歩行支援というか、歩行訓練の機器だと思います。

補足があれば、緒方先生、お願いします。

○緒方構成員 緒方です。

今、野坂先生がおっしゃっていたとおりで、ロボットというと一般的にはガチャガチャ



勝手に動くようなロボットをイメージされて、サイボーグのようなイメージですけれども、我々の言っているロボットというのは、患者さんに装着をして補助してもらえるような機器というイメージですので、モーターがついていて、それで歩行をアシストしてあげるような機器と思っていただければと思います。

ですので、機械のかいのがあって勝手に何かやっているというロボットではなくて、患者さんにつけていろいろやっていくものというふうに考えていただければと思います。

○江頭座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。これはトレーニングのときというか、日常生活でもこれをつけて生活されることになるのですか。

○緒方構成員 どちらかというリハビリテーション治療の間に行ったりすることも多いですね。ただ、野坂先生がおっしゃっていたとおり、すごく幅が広いので、ふだんも歩行のときにつけているような方もいらっしゃるの、定義としては幅が広いかなというところ。ただ、こう言うしかないというのもあるので。

○江頭座長 神村先生、今ので。

○神村構成員 ありがとうございます。一番大事なのはやはり歩行のアシストに使われるというものなのではないでしょうか。もしそうだったら、それはマストということで、歩行訓練などをはじめリハビリテーションロボットとか、そのところは必ずするみたいなことは必要ないのでしょうか。

○江頭座長 ロボットの中でも重みづけというか、プライオリティーが高いものをもうちょっと明示してもいいという。

○神村構成員 かなり幅広ということだし、重要な点は歩行のアシストに資するものということであれば、歩行用の何とかかんとかをはじめとするリハビリテーションロボットとか、何か特出しして一つ付け加える必要はありませんでしょうか。

○江頭座長 いかがでしょうか。

○緒方構成員 どうでしょうかね。さっき野坂先生がさらっとおっしゃったように、筋電義手なども含めて言うと広義なロボットになってしまうので、歩行のアシストに限らなくてはいけないかという、その必要もないのかなというところもありますし、将来的にいろいろなリハビリテーションの世界も含めてロボットが入ってきていますので、例えば上肢のアシスト的なものも実際に今できているところもございますから、歩行に限局する必要はないのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか、皆さん。

○江頭座長 新しい項目なので、どういう表現がいいかということで、ぜひ御意見を。

○神村構成員 どちらかという歩行に原局というよりも、歩行補助のものは必ずとかそういう意味合いはどうかかなと思ったところなのです。

○緒方構成員 要するに、やるのだったらもうちょっと、ここはやってほしいということをあえて入れるということですか。どうでしょうかね。義肢装具士さん自体は、上肢も下肢も体幹も一通り含まれてはいますし、それに対してのロボットというのが各ありますので、

あまり限局するのもよくないのかなと私は思いました。

○江頭座長 野坂先生、お願いします。

○野坂構成員 ありがとうございます。神村先生や緒方先生の意見を聞きながら思ったのですけれども、5年に1度ペースでの改訂なので、この辺のリハビリテーションロボットに対する開発は非常に進化が速いので、あまり限定しないでいただいたほうがいいのかなと感じております。多分、今までない、1単位だったのが3単位になるということで時間は十分ありますので、懸念している項目が外れるということは考えられないので、リハビリテーションロボットという漠然としたものでも、歩行訓練のところのロボットを外すという授業をやることは考えられないので問題ないと思います。重みづけは年々変わるのかなと感じております。

○江頭座長 非常に進歩の速い分野なので、なかなか来年のことも分からないぐらいの感じなのではないかと思いますが、あともう一つは、教育目標を三、四行で非常に簡潔にまとめなければいけないところで、どこまでその辺を書き込むかということもポイントになるのかなと思います。

これは細目みたいなものを書くのはないのですね。それは各学校で定めていただくということになるかと思しますので、これを見て各学校が、自分のところで何を教えるかということなのだそうです。そこがあれば、その辺のより必要なものを書き込む余裕もあるのかなと思うのですけれども。

緒方先生。

○緒方構成員 ちょっと議論を元に戻すようなことで大変恐縮ですけれども、これは福祉用具学に入れていたほうがいいのですか。というのは、単位の問題でしょうから、もちろんこれで私は構わないと思うのですけれども、その上のリハビリテーションの理念のところに入れてもいいのかなと一瞬思ったのです。野坂先生、私は経緯を知らないで言っているので、問題がありましたら御指摘いただければと思います。

○野坂構成員 ありがとうございます。発言させていただきます。

緒方先生がおっしゃるように、座学だけの授業ということであると保健医療福祉とリハビリテーションの理念の中に入れるべきだと思うのですけれども、一部実習を伴ったことをやることを想定しておりますので、専門分野の中の福祉用語学というところで単位を実習させて、体験をさせたりということも経験させたいということで、あえて下に入れております。上はあくまでも座学がメインなので、その区分けをしております。

○江頭座長 事務局から補足はありますか。

○医事課（板橋） 事務局です。

今回、事務局のほうで提案させていただいた緑字が福祉用具学に入っている、ここの経緯について触れさせていただきますが、3ページ目に単位のところ、各構成員からの前回の検討会での御意見をまとめています。ここの矢印の2つ目、医療介護分野の中でリハビリテーションや介護用ロボットは多く用いられている現況を考慮し、教育内容として明示

的に含まれるようにすべき。また、矢印の3つ目、リハビリテーションロボット分野は、福祉用具学の中に追記すべきではないか。こういった御意見をいただきましたので、それらを踏まえて書き入れている状況になっています。

以上です。

○江頭座長 よろしいでしょうか。恐らくほかのところでもロボットの話は扱うことをされているのではないかと思います。明示的に書くのはここだということで今提案させていただいているということだと思います。リハビリテーションロボットは広い意味で言う福祉用具ということでもよろしいですね。

ほかはいかがでしょうか。臨床実習の教育目標は福祉と福祉用具という文言と単位の問題だけですかね。少し教育目標がこれでいいかということも含めて確認いただければと思います。前はそれに御意見は特になかったということだと思いますが、よろしいでしょうか。

そうしますと、ちょっと議論いただきましたけれども、ロボットの件は種々の理由もあり福祉用具のところに入れて、ただ、ここはリハビリテーションロボットというところで特定のもの是指さないで、何を実際にやるかは現場の学校ごとに考えていただくというような方向になるかだと思います。

それでは、6ページに関しては事務局提案のとおりで進めていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、7ページです。次のページで少し内容が変わりまして、機械器具、標本、模型についてというところで、これは新しい、いわゆるデジタル機器みたいなものがたくさん必要になってくるということ。たくさんでもないですかね。時代に合わせてそれを書き込む必要があるということで、このような修正といいますか、提案をさせていただいているということかだと思います。

いかがでしょうか。これが足りないのではないかとか、あるいはこれはちょっと実際にそろえるのは難しいのではないかとか、そういう観点も含めて御意見を。

二宮先生、お願いいたします。

○二宮構成員 二宮です。

最後の福祉用具というところで、車椅子、何とかかんとかを除くというふうに書いていますけれども、これを除いた3種以上ということになりますと、かなり限定されてくるのではないかと思います。ですから、特別にこうなったら3種以上というふうに書いたほうが分かりやすいのではないかと思います。

あと、質問ですけれども、例えば福祉用具関連施設に臨床実習に行くということで、福祉用具専門相談員がいるレンタル施設、そういったところも想定していただければ、ベッドとかトイレとかマットとか、そういったことも含めるのかなど。これは質問ですけれども、まず第1に、3種以上と書いているのではなくて、具体的にこの中から3種以上とか、そういった書き方のほうが分かりやすいのではないかと思いますけれども、いかがで

しょうか。

○江頭座長 いかがでしょうか。これは事務局からは。

○医事課（板橋） ありがとうございます。事務局として今回提案させていただいた福祉用具で「これ以外」という書きぶりをより具体的にしました。御意見として「除く」ではなく、何々などというように福祉用具として最低限そろえるべきものの例示を挙げるのがあるのではないかと。というふうにいただきました。もし例示を挙げるとした場合、何々などというふうに入れる文言は、何がよいというのがあればと思うのですけれども、どうでしょうか。野坂先生、そういったところはございますでしょうか。

○野坂構成員 ありがとうございます。日本義肢装具教育者連絡協議会とここについて具体的事例はどんなものがあるか協議したので、早川構成員のほうから説明いただいたほうがよいと思いますので、よろしく願いいたします。

○江頭座長 お願いします。

○早川構成員 よろしく願いいたします。

私たちの義肢装具士の国家試験を取りまとめているテクノエイド協会という協会があるのですけれども、そこは主に福祉用具の研究開発ですとか推進を行っているところなのですが、そこに福祉用具情報システムという項目がありまして、その中の福祉用具の大分類というのがあります。それを基準に義肢装具士として関連のある項目を野坂構成員、中川構成員と検討して挙げてみました。それらの中から最低1つずつをそろえるということを提案させていただきます。

まず1つは、スライディングボードですとか、車椅子も含まれるのですけれども「移動機器」という分類。それから、先ほど二宮構成員からもお話がありました、ベッドも含めた「家具・建具、建築設備」という分類。また、最後に重度障害者の意思伝達装置も含めた「コミュニケーション関連用具」という分類があります。その「移動機器」「家具・建具、建築設備」「コミュニケーション関連用具」という3つの分野からそれぞれ1つずつそろえるというようなことを提案させていただきます。

具体的な品目についてなのですけれども、各校において臨床で使用する福祉用具の状況、そういったものに合わせて選定していただくことが望ましいのではないかと考えています。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。

事務局のほう、よろしいでしょうか。また後で確認いただければと思います。

○医事課（板橋） 具体的な御意見をありがとうございます。今、このところを除くという書きぶりで書いていますけれども、そこから「移動機器」「家具・建具、建築設備」「コミュニケーション関連用具」で、また3種以上という書きぶりになるのか、細かいところに関してはまたちょっと調整をさせていただいて、方向性としては、この「除く」ではなく、具体的な項目として持っていければと思っています。先生方、それでよろしいでしょうか。

○江頭座長 確かに「除く」だとちょっと分かりにくいので、今のほうがいいのかと思います。今の早川先生の御提案の方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

お願いします。

○二宮構成員 先ほど質問したのですけれども、福祉用具関連施設というのは、先ほど言ったようにレンタル会社、そういったところも含めるということで、それに関連した福祉用具もそろえるという考え方でよろしいのでしょうか。

○江頭座長 事務局から。

○医事課（板橋） 事務局です。

今いただいた御質問のレンタル用具のというのは、実習先としてレンタル用具の施設に行かれる場合ということでよろしいですか。

○二宮構成員 はい。そういったことも想定されているのかなと思ひまして質問しました。

○医事課（板橋） ここで記載させていただいた備品関係は、学校として持つべき備品関連であり、実習先にあるから学校で準備しなくてもいい、そういった備考的な書きぶりもできなくはないと思っているのですけれども、現状の義肢装具士の備品関係に関してはその記載はないため、あくまで学校で取りそろえるものと見ていただければと思います。

質問の御意図はこういった形で回答は合っていますでしょうか。

○二宮構成員 福祉用具関連施設に臨床実習に行く想定としまして、そういったところも考えていらっしゃるのかなと思ひまして、レンタル施設とか、あるいは私は最初はシーティングとか座位保持装置の会社、車椅子の会社とか、そういったところを想定しているのかなと思ったのですけれども、福祉用具をそろえるということはレンタル会社での就職とか臨床実習とかも考えていらっしゃるのかなと思ひまして、質問しました。

○江頭座長 お願いします。

○医事課（板橋） ありがとうございます。そうしましたら、私のほうでというよりも、全般的な福祉用具学を教育として入れるとか、臨床実習先に福祉用具のところに行かせる、そういった話にもつながっていきますので、どちらかという野坂先生に全体を総括してお話しいただければと思うのですが、どうでしょうか。

○野坂構成員 ありがとうございます。臨床実習ということで、二宮構成員がおっしゃったように車椅子とか座位保持ということを中心にやっているところを福祉用具製作事業所と称して我々は臨床実習に送ることを想定しているのですけれども、現実の義肢装具士の就職先ということで言うと、レンタル業者で実際に患者さんに車椅子を提供する、貸し出しをするというところに就職している学生も少しずつ増えているのが実情になっております。したがって、各学校で臨床実習先ということでレンタル会社を実習に行かせて、実際にレンタルを適合させるというか、患者さんに合わせるという業務に送るところも当然今後は出てくると思っておりますので、そういうところは除外するという考えは一切ない

です。積極的に増やすというよりは、自然発生的に増えていくのかなと想定しております。よろしいでしょうか。

福祉用具全般をなぜ理解させる必要があるかという、義肢装具士として狭い義肢装具ということだけに教育を特化させるのではなくて、患者さんのQOLを高めるということと言ふと、当然、義肢装具士にも福祉用具の広い知見というか見識が必要なので、それを前提に教育が必要だということを考えて入れたつもりであります。就職先がメインで福祉用具に行かせたいからということ積極的に考えているわけではないです。

以上です。

○二宮構成員 了解いたしました。

○江頭座長 よろしいでしょうか。かなり大きな話だったと思いますが、そういう意図で今回、福祉用具関係が強調されているというところなのかなと思います。

よろしいでしょうか。ほかはいかがでしょうか。

お願いします。

○中川構成員 中川ですけれども、先ほどの早川構成員の補足なのですけれども、日本義肢装具士協会と日本義肢装具教育者連絡協議会で話をしましたところ、先ほど早川構成員がおっしゃったように、テクノエイド協会の福祉用具の大分類から市場で出ている数、パーセンテージの高いものを福祉用具の項目として今3つ挙げさせていただいておりますので、当然、臨床実習にレンタル業者さんなどに行った場合も、この3つの項目に関しては必ず学生が目にしたたり、手に触れて学ぶ機会があるものと考えて3つお示ししたということでございます。

以上です。

○江頭座長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、福祉用具の最後になるのでしょうか。真ん中の箱の一番下のところについては修正を入れるということで、それ以外はこちらの事務局提案を承認いただいたということで進めさせていただきます。よろしくをお願いします。

文言等については、もう一度確認の上で提案ということになるのでしょうかね。

では、続きまして、先ほども少し出てきましたけれども、8ページについて、単位数が増えたということと、その内容について、施設なんかも今回こういう文言で規則のほうに書き込むことになるということで、こちらについては何か御質問、御意見ありますでしょうか。この提案はシンプルに、今まで議論してきたところをこういう形で書くということでもよろしいでしょうかね。今まではただ4単位と書いてあるだけだったのですね。先ほどもちょっとここは議論いただきましたので、特にこれで異論と申しますか、御意見は。

では、事務局から。

○医事課（板橋） ありがとうございます。そうしましたら、方向性としてこのまま受け取らせていただければと思っております、あくまでここで記載させていただいている事務局提案で指定規則、別表第1備考と書いてはいますけれども、イメージとして受け取って

いただいて、必ずそこに入るものではないというふうに、また、文言についても、これから法令上の精査を行いながら入れていきますので、大体こういったところに、こういった書きぶりに入るというふうに御認識いただければと思います。この4単位以上、そういったところの数字が動くとかいう話ではなくて、文言を若干きれいに直したりということはあり得るという形で認識いただければと思います。

○江頭座長 確かに文言はもう少し洗練してもいいのかもしれないですね。医療提供施設は医療施設でもいいような気がしますし、その辺はまた最終的なところで。これは規則なので、そちら側の面からも見ていかなければいけないということかと思えます。

続きまして、9ページになります。これも先ほど議論いただいたところで、時間の問題ということで、ここは先ほどの御提案のとおり、右下の赤字の(4)が2単位を2週間に収めるというようなことになっていくのだろうと思っておりますが、改めてここについてはいかがでしょうか。これはガイドラインのほうに書く内容ということですね。

事務局からお願いします。

○医事課(板橋) 先ほどの8ページの話と同じになってきますが、資料上はあくまでガイドラインと書いています。一方で、各学校に一律必須で目安を入れるならば、文科省の指定する大学も対象範囲となる指定規則に入れる内容とになってきますので、今回の資料上ではこういった文言を盛り込んでいくというイメージを皆さんで持っていただくための資料と見ていただければと思います。

文科省の成相さん、これは問題ないですか。

○成相課長補佐 文部科学省の成相です。

今おっしゃられたところについては、特段問題はないかと思っております。

○江頭座長 今の点は規則に書くか、ガイドラインなのかというのは、これから事務局側で検討するということですか。

○医事課(板橋) 恐らく今の話を全体として書くならば、資料上で今はガイドラインと書いていますけれども、指定規則のほうがいいのではないかなと思っております。

○江頭座長 むしろそちらを提案する。どちらかというとな規則のほうの方が重いものというふうに理解をしておりますが、よろしいでしょうか。提案がガイドラインになっているので、若干分かりにくいところかと思っておりますが、内容自体は特にもう議論いただいたところで大体承認といえますか、同意いただいている内容かなと思えます。

それでは、こちらは規則のほうに書き込む方向でまた御提案させていただくと。内容は2単位を2週間ということで、45時間ではなくて90時間ということになるのですかね。その辺はどういう文言にするか、もう一度事務局で規則にちゃんと合うような文章にするということですね。検討いただくということで、今日は内容については承認いただいたということかと思えます。

それでは、時間もあれなので、最後に10ページ、これはまた全然違う話で、臨床実習指導者の要件についてというところで、前回ちょっと混乱があって御指摘いただいたところ

を、複雑ではあるのですけれども、こういう形で提案させていただいて、大分すっきり分かりやすくなったかなと思うのですが、いかがでしょうか。これで大丈夫でしょうか。これで矛盾とかがないかというところを御確認いただければと思います。あと、現実にそれぞれの実習先で指導者の養成がこれに沿った形でできるかどうかというところかと思いません。

これはちょっと確認ですが、講習会の受講を必須にしているということでもよろしいでしょうか。

○医事課（板橋） 今回の事務局提案とさせていただいているものは、福祉用具専門分野の指導者は講習会の受講が必須と義務づける提案とさせていただいています。一方で、義肢装具士の指導者に関しては、この講習会の受講を推奨として書かせていただいています。

○江頭座長 失礼しました。私自身が混乱しておりました。その違いも含めて。

野坂先生、お願いします。

○野坂構成員 実際の実施のことを医事課とちょっと相談しながら進めておったのですが、一応、日本義肢装具士協会と教育者連絡協議会で義肢装具士の臨床実習指導者講習会を来年以降開催するように準備を進めております。メインの義肢装具製作所に関しては、日本義肢協会の理事会等で私のほうから、こういうのを来年から実施するので詳細が決まったらお願いに上がりますので御協力をお願いしますということで理事会には報告させていただいて、特に反対意見とか質問はございませんでした。

福祉用具に関しては、先ほど来出てきているテクノエイド協会や日本車椅子シーティング協会に私のほうからこの講習会の内容を説明して、理解をいただいて、各製作所のほうに両団体から連絡をしていただこうと思っております。

追加の報告でした。

○江頭座長 ありがとうございます。これが達成できるように着々と準備を進めていただいているということで、大変ありがとうございます。

いかがでしょうか。ちなみに、11ページ、12ページが講習会の指針といますか、こういうことが出ていて、こちらは一応オンラインでもできるような形だと聞いておりますので、結構長い時間受けなければいけないのですけれども、受けやすくはなっている。お金がどれぐらいなのか分からないのですけれども、受けやすくはなっているのかなと思っています。よろしいでしょうか。

もちろん、いずれは全ての指導者がこの講習会は受けていただくということを要件に、全ての職種で多分その方向になっていくのだろうと思いますけれども、今回についてはこういう形でどうかということでも提案させていただいているということです。

ありがとうございます。それでは、こちらの提案ということで進めさせていただきたいと思っています。

それでは、論点に関しては以上となりますが、全体を通して何か御参加の皆様から御質問とかコメントはありますでしょうか。大丈夫でしょうか。



ありがとうございました。それでは、本日いただいた御意見を踏まえて、少し修正もいただいたと思いますので、事務局で整理の上、次回の検討会で報告書の取りまとめ案を提示いただければと思っています。よろしいですかね。

では、以上をもちまして本日の議題は終了となりますが、最後に事務局から何かございますでしょうか。

○太田医事専門官 次回、第3回の検討会につきましては、12月1日水曜日を予定しております。時刻と詳細につきましては、改めて御連絡さしあげたいと思います。よろしくお願いいたします。

○江頭座長 そういうことで、本日は長時間にわたり非常に貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。これで「義肢装具士学校養成所カリキュラム等改善検討会」を終了したいと思います。引き続き、またよろしく願いいたします。お疲れさまでした。